

確認申請書手数料 (山梨県内)

確認・検査等 料金表

山梨県内

完了検査まで全納の場合手数料2,000円～20,000円以上控除

第1 建築 確認申請・中間検査申請・完了検査申請手数料

(単位:円)

建築物 申請手数料	床面積の合計	確認申請	中間検査申請 (1回分)	完了検査申請(下段は全納)	
				中間検査を行っ た建築物	中間検査無し の建築物
第1類 令第10条 1号・2号 (型式認定)	100㎡以内のもの	10,000	12,000	12,000	14,000
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は1,000円控除)			31,000	22,000
	100㎡を超え、200㎡以内のもの	16,000	18,000	18,000	19,000
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は1,000円控除)			49,000	33,000
	200㎡を超え、500㎡以内のもの	37,000	24,000	28,000	29,000
完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は1,000円控除)			86,000	64,000	
500㎡を超える型式認定建築物は、第2類の各面積の手数料の60%とする。					
第1類 令第10条 3号・4号 (建築士設計)	100㎡以内のもの	11,000	16,000	15,000	17,000
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は1,000円控除)			39,000	26,000
	100㎡を超え、200㎡以内のもの	18,000	23,000	22,000	23,000
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は1,000円控除)			60,000	39,000
	200㎡を超え、500㎡以内のもの	38,000	30,000	40,000	43,000
完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は1,000円控除)			105,000	79,000	
建築物 申請手数料	床面積の合計	確認申請	中間検査申請 (1回分)	完了検査申請(下段は全納)	
				中間検査を行っ た建築物	中間検査無し の建築物
第2類	100㎡以内のもの	20,000	19,000	26,000	33,000
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は1,000円控除)			62,000	51,000
	100㎡を超え、200㎡以内のもの	30,000	26,000	36,000	41,000
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は1,000円控除)			89,000	69,000
	" 付属建物が10㎡以内のもの	40,000	43,000	46,000	46,000
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は1,000円控除)			126,000	84,000
	200㎡を超え、500㎡以内のもの	69,000	47,000	47,000	68,000
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は1,000円控除)			160,000	135,000
	" 付属建物が10㎡以内のもの	79,000	54,000	57,000	76,000
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は1,000円控除)			187,000	153,000
	500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	110,000	49,000	85,000	96,000
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は3,000円控除)			235,000	200,000
	" 付属建物が10㎡以内のもの	120,000	56,000	95,000	104,000
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は1,000円控除)			268,000	222,000
	1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	160,000	63,000	106,000	116,000
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は3,000円控除)			320,000	270,000
	" 付属建物が10㎡以内のもの	170,000	70,000	116,000	124,000
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は1,000円控除)			353,000	292,000
	2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	220,000	110,000	130,000	140,000
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は10,000円控除)			430,000	340,000
	" 付属建物が10㎡以内のもの	230,000	117,000	140,000	148,000
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は1,000円控除)			484,000	376,000
	5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	320,000	150,000	190,000	210,000
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は10,000円控除)			630,000	510,000
	" 付属建物が10㎡以内のもの	330,000	157,000	200,000	218,000
完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は1,000円控除)			684,000	546,000	
10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの	430,000	220,000	250,000	270,000	
完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は20,000円控除)			840,000	660,000	
20,000㎡を超えるもの	別途見積による				
上記において200㎡以内で消防同意が必要なものは 1,000円を加える。					

注記 完了検査まで全納の場合手数料は中間検査2回以上の場合は回数分を加えます。

第1類: 確認の特例がある法第6条第4号及び型式認定建築物。

第2類: 1類以外の建築物。建築士の設計でないものは、5万円を加算します。

第2類: 付属建築物が10㎡以内のものはその面積を控除した床面積とした手数料とします。(付属建物が10㎡以内のもの)

当機構以外で確認申請を行った建築物の計画変更、中間検査及び完了検査の手手数料は**20%**を加算します。

(手数料1,000未満の端数は切捨て)

手数料の面積算定(第1の面積表)

建物の増築は、同一棟の既存部分の延べ床面積1/2を加えた部分を申請面積として算定します。(中間検査を除く)

建物の増築又は による既存部分の計算が必要な場合は構造計算手数料として第2-Aによる手数料を加算する。

大規模の修繕、大規模の模様替え又は移転は申請部分の面積とする。ただし200㎡を超えるものについては床面積の1/2とする。

用途変更は変更部分の面積とする。ただし200㎡を超えるものについては床面積の1/2とする。

計画変更は変更に関わる範囲の水平投影面積の1/2とする。

追加検査手数料は3,000円とする。

第2 オプション手数料(割増手数料)

(単位:円)

床面積の合計	A 構造手数料 (E・X・J・棟単位)	B *避難安全検証法 全館避難の場合	C 天空率(道路・隣地・北側単位)	D 耐火性能 検証法	E バリアフリー法	F 日影による 高さの制限
	200㎡以内	22,000	10,000 5,000	5,000	10,000	15,000
200㎡を超え、 500㎡以内	33,000	15,000 5,000	7,000	15,000	G 法第6条4号建 物に設置する エレベーター 第4の料金表の申 請料とする ホームエレベータ タによる	H 特定天井を 有する場合 当該建築物の 部分の床面積 の合計の確認 申請手数料× 率とする
500㎡を超え、 1000㎡以内	44,000	20,000 5,000	10,000	20,000		
1000㎡を超える もの	55,000	30,000 5,000	20,000	30,000		
注: 建築物に対 して個々に加 算。	A 200㎡以内は棟の数に対して、200㎡以上は2棟目以上の計算の単位に対して加算。 B *避難検証法の面積(各階ごととする) *下段は全館避難検証の場合で上段の避難検証法の総額を加える C 天空率は道路・隣地・北側の個々について1単位とする。					仕様ルート 申請料×0.2 落下防止 申請料×0.3

第3 構造計算審査確認手数料

当機構ではルート2の計算はしばらくの間行いません

第4 建築設備・工作物 確認申請・完了検査手数料

(単位:円)

項目	確認申請	左記の構造計 算加算額	完了検査	一括申請	計画変更	
令第146条 昇降機等 (単位:1基)	エレベーター	25,000		37,000	59,000	12,000
	エスカレーター	25,000		37,000	59,000	12,000
	の完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は1,500円控除)					
	ホーム エレベーター	18,000		31,000	47,000	10,000
	小荷物専用 昇降機	13,000		26,000	37,000	8,000
	の完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は1,000円控除)					
	上記以外の 建築設備	確認検査料金表第1の1/5				
個人住宅用のエレベーターで、かごは2人用、又は車いす利用者と介護者が同乗できる3人用とする。なお、いす式階段昇降機はホームエレベーターの扱いにするが、業務用はエレベーターの扱いとする。						
1 工作物 (1基) 令第138条	第1項1号~4号	高さが15m以下 のもの	20,000	31,000	48,000	12,000
		高さが15mを超 えるもの	32,000	40,000	69,000	13,000
2 工作物 (1基) 令第138条	第1項5号	高さが5m以下の もの	23,000	31,000	51,000	13,000
		高さが5mを超 えるもの	42,000	52,000	91,000	18,000
の完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は1,500円控除)						

工作物 令第138条第2 項	第1号のもの	25,000	36,000	59,000	12,000
	第1号のもの の完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は1,000円控除)				
	第2号のもの	62,000	50,000	108,000	39,000
	第2号のもの の完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は2,000円控除)				
	第3号のもの	82,000	65,000	142,000	36,000
第3号のもの の完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は2,500円控除)					
工作物 令第138条第3 項	第1号のもの	別途見積とする			
	第2号のもの	別途見積とする			

第5 工作物確認申請料加算額(同一敷地内に2以上の計算に対するもの)

(単位:円)

令第138条第1 項の規定	基(1)	2つ目の計算	3つ目の計算	4つ目の計算	5つ以上の計算
1 計算式	0+20,000 = 20,000	20,000+12,000 = 32,000	32,000+10,000 = 42,000	42,000+8,000 = 50,000	50,000+6,000 × (n-4)
計算式	0+32,000 = 32,000	32,000+18,000 = 50,000	50,000+16,000 = 66,000	66,000+14,000 = 80,000	80,000+12,000 × (n-4)
2 計算式	0+23,000 = 23,000	23,000+12,000 = 35,000	35,000+10,000 = 45,000	45,000+8,000 = 54,000	54,000+6,000 × (n-4)
計算式	0+42,000 = 42,000	42,000+22,000 = 64,000	64,000+20,000 = 84,000	84,000+18,000 = 102,000	92,000+16,000 × (n-4)
高さが高いものを優先して計算のこと。例:擁壁; H5.1m+H5.3m+H5.0m+H3.8m = 42,000+22,000+10,000+8,000 = 102,000					

第6 仮使用申請手数料

(単位:円)

法第7条の6第1項第2号の規定に基づく仮使用の承認審査手数料		
仮使用部分の面積	300㎡以内	40,000
	300㎡超え500㎡以内	70,000
	500㎡超え1,000㎡以内	100,000
	1,000㎡超え2,000㎡以内	130,000
	2,000㎡超えるもの	200,000
直前の確認済又は中間検査合格証が当機構以外の場合の申請料は20%を加算します。		

第7 検査出張料

(単位:円)

区域	申請地	出張料	交通費
A 区域	北杜市・富士河口湖町	2,000円	
B 区域	鳴沢村・富士吉田市・大月市・都留市・西桂町・忍野村・山中湖 早川町・身延町・南部町	3,000円	
C 区域	上野原市・道志村・小菅村・丹波山村	4,000円	
申請地が上記の区域の内・外の場合であっても交通の便などによりこれによれない場合は、別途協議の上料金を定めます。			別途

申請敷地が近くの場合(概ね100m以内)で検査日時が同時間の場合に設定した物件は2棟目以降は出張料は不要とします。

第8 各種届事務手数料

500円	工事施工者届け、建築主の変更届け、監理者届、浄化槽変更届、軽微変更届(を除く)。
1,000円	軽微変更届;変更が3カ所以上で計算等の確認が必要なもの。
500~	確認・完了検査申請追加説明書
10,000円	(追加説明の内容量(図書枚数)により、1,000円単位で追加する。)

注:千円未満は切り捨てとする。

注:第1から第8までに定めるほか、上記以外の項目等、これによりがたい手数料は別途協議による。

確認申請書手数料 (山梨県外)

確認・検査等 料金表 埼玉県・千葉県・東京都(島しょ部を除く)・神奈川県・長野県の区域

第1 建築 確認申請・中間検査申請・完了検査申請手数料

(単位:円)

建築物 申請手数料	床面積の合計	確認申請	中間検査申請 (1回分)	完了検査申請(下段は全納)		一括申請	
				中間検査を行っ た建築物	中間検査無し の建築物	中間2回 中間有	中間無
第1類 令第10 条 1号・2号 型式認定	100㎡以内のもの	12,000	14,000	14,000	16,000	50,000	26,000
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請料は1,000円控除)					37,000	
	100㎡を超え、 200㎡以内のもの	18,000	20,000	20,000	22,000	74,000	38,000
完了検査まで全納の場合手数料(各申請料は1,000円控除)					55,000		
型式認定	200㎡を超え、 500㎡以内のもの	38,000	25,000	30,000	31,000	114,000	67,000
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請料は1,000円控除)					90,000	
500㎡を超える型式認定建築物は、第2類の各面積の手数料の5.5%とする。							
第1類 令第10 条 3号・4号 建築士設計	100㎡以内のもの	18,000	18,000	20,000	22,000	70,000	38,000
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請料は1,000円控除)					53,000	
	100㎡を超え、 200㎡以内のもの	25,000	26,000	30,000	32,000	103,000	55,000
完了検査まで全納の場合手数料(各申請料は1,000円控除)					78,000		
建築士設計	200㎡を超え、 500㎡以内のもの	46,000	32,000	36,000	38,000	142,000	82,000
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請料は1,000円控除)					111,000	
建築物 申請手数料	床面積の合計	確認申請	中間検査申請 (1回分)	完了検査申請(下段は全納)		一括申請	
				中間検査を行っ た建築物	中間検査無し の建築物	中間2回 中間有	中間無
第2類	100㎡以内のもの	30,000	30,000	32,000	34,000	118,000	62,000
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請料は1,000円控除)					89,000	
	100㎡を超え、 200㎡以内のもの	40,000	40,000	40,000	42,000	156,000	80,000
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請料は1,000円控除)					117,000	
	" 付属建物が10㎡ 以内のもの	40,000	43,000	46,000	46,000	168,000	84,000
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請料は1,000円控除)					126,000	
	200㎡を超え、 500㎡以内のもの	72,000	62,000	66,000	68,000	258,000	138,000
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請料は1,000円控除)					197,000	
	" 付属建物が10㎡ 以内のもの	82,000	72,000	74,000	76,000	296,000	156,000
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請料は1,000円控除)					225,000	
	500㎡を超え、 1,000㎡以内のもの	120,000	90,000	96,000	98,000	388,000	214,000
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請料は2,000円控除)					300,000	
	" 付属建物が10㎡ 以内のもの	130,000	100,000	104,000	106,000	430,000	234,000
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請料は1,000円控除)					331,000	
	1,000㎡を超え、 2,000㎡以内のもの	170,000	120,000	145,000	160,000	547,000	326,000
完了検査まで全納の場合手数料(各申請料は2,000円控除)					429,000		
" 付属建物が10㎡ 以内のもの	180,000	130,000	153,000	168,000	589,000	346,000	
完了検査まで全納の場合手数料(各申請料は1,000円控除)					460,000		
2,000㎡を超え、 5,000㎡以内のもの	240,000	190,000	200,000	240,000	780,000	460,000	
完了検査まで全納の場合手数料(各申請料は10,000円控除)					600,000		
" 付属建物が10㎡ 以内のもの	250,000	200,000	208,000	248,000	854,000	496,000	
完了検査まで全納の場合手数料(各申請料は1,000円控除)					655,000		
5,000㎡を超え、 10,000㎡以内のもの	360,000	270,000	280,000	330,000	1,100,000	650,000	
完了検査まで全納の場合手数料(各申請料は20,000円控除)					850,000		
" 付属建物が10㎡ 以内のもの	370,000	280,000	288,000	338,000	1,214,000	706,000	
完了検査まで全納の場合手数料(各申請料は1,000円控除)					935,000		
10,000㎡を超え、 20,000㎡以内のもの	520,000	360,000	380,000	430,000	1,500,000	890,000	
完了検査まで全納の場合手数料(各申請料は30,000円控除)					1,170,000		
20,000㎡を超えた もの	別途見積による						
上記において200㎡以内で消防同意が必要なものは 2,000円を加える。							

注記 完了検査まで全納の場合手数料は中間検査2回以上の場合は回数分を加えます。

第1類: 確認の特例がある法第6条第4号及び型式認定建築物。

第2類: 1類以外の建築物。建築士の設計でないものは、5万円を加算します。

第2類: 付属建築物が10㎡以内のものはその面積を控除した床面積とした手数料とします。(〃 付属建物が10㎡以内のもの)

当機構以外で確認申請を行った建築物の計画変更、中間検査及び完了検査の手数料は**20%**を加算します。

(手数料1,000未満の端数は切捨て)

手数料の面積算定(第1の面積表)

建物の増築は、同一棟の既存部分の延べ床面積1/2を加えた部分を申請面積として算定します。(中間検査を除く)

建物の増築又は による既存部分の計算が必要な場合は構造計算手数料として第2-Aによる手数料を加算する。

大規模の修繕、大規模の模様替え又は移転は申請部分の面積とする。ただし200㎡を超えるものについては床面積の1/2とする。

用途変更は変更部分の面積とする。ただし200㎡を超えるものについては床面積の1/2とする。

計画変更は変更に関わる範囲の水平投影面積の1/2とする。

追加検査手数料は3,000円とする。

第2 オプション手数料(割増手数料)

(単位:円)

床面積の合計	A 構造手数料 (EXJ・棟単位)	B*避難安全 検証法 全館避難の 場合	C 天空率(道路・ 隣地・北側単 位)	D 耐火性能 検証法	E 日影による高さ の制限	F バリアフリー法	H 特定天井を 有する場合
200㎡以内	22,000	10,000 5,000	5,000	10,000	20,000	15,000	当該建築物の 部分の床面積 の合計
200㎡を超え、 500㎡以内	33,000	15,000 5,000	7,000	15,000	G 法第6条4号建 物に設置する エレベーター 第4の料金表 の申請料とする ホームエレ ベータによる		確認の申請手 数料×率
500㎡を超え、 1000㎡以内	44,000	20,000 5,000	10,000	20,000			仕様ルート 申請料×0.2
1000㎡を超えるも の	55,000	30,000 5,000	20,000	30,000			落下防止 申請料×0.3
注記:1棟の建築物 に対して加算。	A 200㎡以内は棟の数に対して、200㎡以上は2棟以上の計算の単位に対して加算する。 B *避難検証法の面積(各階ごととする) *下段は全館避難検証の場合で上段の避難検証法の総額を加える C 天空率は道路・隣地・北側の個々について1単位とする。						

第3 構造計算審査確認手数料

当機構ではルート2の計算はしばらくの間行いません

第4 建築設備・工作物 確認申請・完了検査手数料

(単位:円)

項目	確認申請	完了検査	一括申請	計画変更		
令第146条 昇降機等 (単位:1基)	エレベーター	26,000	37,000	60,000	12,000	
	エスカレーター	26,000	37,000	60,000	12,000	
	の完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は1,500円控除)					
	ホームエレベーター	18,000	32,000	48,000	10,000	
	小荷物専用昇降機	14,000	26,000	38,000	8,000	
	の完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は1,000円控除)					
	上記以外の建築設備	確認検査料金表第1の1/5				
	個人住宅用のエレベーターで、かごは2人用、又は車いす利用者と介護者が同乗できる3人用とする。なお、いす式階段昇降機はホームエレベーターの扱いにするが、業務用はエレベーターの扱いとする。					
1 工作物(1基) 令第138条	第1項 1号~4号	Hが15m以下のもの Hが15mを超えるもの	21,000 32,000	31,000 41,000	50,000 71,000	12,000 13,000
2 工作物(1基) 令第138条	第1項5号	Hが5m以下のもの Hが5mを超えるもの	22,000 43,000	32,000 53,000	52,000 94,000	13,000 18,000

工作物 令第138条第2項	第1号のもの	26,000	38,000	62,000	12,000
	第2号のもの	62,000	60,000	120,000	39,000
	第3号のもの	82,000	70,000	150,000	36,000
	の完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は1,000円控除)				
工作物 令第138条第3項	第1号のもの	別途見積とする			
	第2号のもの	別途見積とする			
確認申請が2以上の手数料は第5に定めるものとする。なお、完了検査手数料は第5に定める目を追加手数料として加えた額とする。					
確認及び完了検査申請は高さが高いものを優先のこと。	2例: 擁壁の確認; 第5下段参照				
	2例: 擁壁の完了; H5.1m+H5.3m+H5.0m+H3.8m 53,000+23,000+14,000+12,000 =				
確認と完了を同時に支払う場合は一括申請の手数料による。この時、第5に示す項目が2以上のときは一括申請手数料から1,000円控除する。					

第5 工作物確認申請料(同一敷地内に2以上の申請に対するもの)

(単位:円)

令第138条第1項に規定するもの		基(1)	2つ目の計算	3つ目の計算	4つ目の計算	5つ以上の計算	
確認申請料	1 計算式	計算式	0+21,000 = 21,000	21,000+16,000 = 37,000	37,000+14,000 = 51,000	51,000+12,000 = 63,000	39,000+10,000 × (n-4)
		計算式	0+32,000 = 32,000	32,000+24,000 = 56,000	56,000+22,000 = 78,000	78,000+20,000 = 98,000	98,000+18,000 × (n-4)
	2 計算式	計算式	0+22,000 = 22,000	22,000+16,000 = 38,000	38,000+14,000 = 52,000	52,000+12,000 = 64,000	64,000+10,000 × (n-4)
		計算式	0+43,000 = 43,000	43,000+23,000 = 66,000	66,000+21,000 = 87,000	87,000+19,000 = 106,000	106,000+17,000 × (n-4)
高さが高いものを優先して計算のこと。例: 2擁壁; H5.1m+H5.3m+H5.0m+H3.8m = 43,000+23,000+14,000+12,000 = 92,000							

第6 仮使用申請手数料

(単位:円)

法第7条の6第1項第2号の規定に基づく仮使用の認定審査手数料				
仮使用部分の面積	300㎡以内		40,000	直前の確認済又は中間検査合格証が当機構以外の場合の申請料は20%を加算します。 再申請によるものは新規申請の金額の50%とします。
	300㎡超え500㎡以内		70,000	
	500㎡超え1,000㎡以内		100,000	
	1,000㎡超え2,000㎡以内		130,000	
	2,000㎡超えるもの		200,000	

第7 検査出張料

(単位:円)

区域	申請地				出張料	交通費
区域	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	長野県	別紙一覧表参照
申請地が上記の区域の内・外の場合であっても交通の便などによりこれによれない場合は、別途協議の上料金を定めます。						

申請敷地が近くの場合(概ね100m以内)で検査日時が同時間の場合に設定した物件は2棟目以降は出張料は不要とします。

第8 各種届事務手数料

500円	工事施工者届け、建築主の変更届け、監理者届、浄化槽変更届、軽微変更届(を除く)。
1,000円	軽微変更届; 変更が3カ所以上で計算等の確認が必要なもの。
500 ~ 10,000円	確認・完了検査申請追加説明書 (追加説明の内容容量(図書枚数)により、1,000円単位で追加する。)

注: 千円未満は切り捨てとする。

注: 第1から第8までに定めるほか、上記以外の項目等、これによりがたい手数料は別途協議による。

第7 検査出張料（別紙）

出張料・交通費	埼玉県 区域						
7,000	秩父市	秩父市(移転中)	横瀬町(秩父郡)	皆野町(秩父郡)	小鹿野町(秩父郡)		
	入間市						
	狭山市	飯能市	所沢市	朝霞市			
8,000	和光市	日高市	鶴ヶ島市	川島町(比企郡)	越生町(入間郡)	毛呂山町(入間郡)	坂戸市
	鴻巣市	さいたま市緑区	川越市	鳩山町(比企郡)			
10,000	吉見町(比企郡)	東松山市	伊奈町(北足立郡)	ふじみ野市	川口市	さいたま市西区	戸田市
	鳩ヶ谷市	滑川町(比企郡)	さいたま市南区	富士見市	草加市	八潮市	さいたま市浦和区
	桶川市	北本市	ときがわ町(比企郡)	蕨市			
	三郷市	東秩父村(秩父郡)	さいたま市中央区	熊谷市	三芳町(入間郡)	嵐山町(比企郡)	上尾市
	さいたま市大宮区	吉川市	新座市	さいたま市見沼区	菖蒲町(南埼玉郡)	志木市	小川町(比企郡)
	行田市	さいたま市北区	さいたま市桜区	羽生市	加須市	蓮田市	
11,000	久喜市	松伏町(北葛飾郡)	白岡町(南埼玉郡)	鷲宮町(北葛飾郡)	宮代町(南埼玉郡)	さいたま市岩槻区	寄居町(大里郡)
	美里町(児玉郡)	深谷市	越谷市				
	春日部市	杉戸町(北葛飾郡)	本庄市	上里町(児玉郡)	神川町(児玉郡)	長瀨町(秩父郡)	
13,000	幸手市						

出張料・交通費	千葉県 区域						
10,000	市川市	浦安市					
	船橋市	松戸市	習志野市				
11,000	千葉市花見川区	千葉市美浜区	鎌ヶ谷市	流山市	八千代市	白井市	
	千葉市稲毛区	千葉市中央区	柏市	野田市	千葉市若葉区	四街道市	我孫子市
13,000	千葉市緑区	酒々井町(印旛郡)	佐倉市	印西市			
	東金市	大網白里市	富里市	成田市	八街市		
14,000	九十九里町(山武郡)	芝山町(山武郡)	白子町(長生郡)	山武市			
	一宮町(長生郡)	長生村(長生郡)	栄町(印旛郡)	多古町(香取郡)	横芝光町(山武郡)		
15,000	香取市	匝瑳市	神崎町(香取郡)	袖ヶ浦市	木更津市		
	旭市	東庄町(香取郡)					
16,000	君津市	銚子市	富津市				
	市原市						
17,000	長南町(長生郡)	大多喜町(夷隅郡)	睦沢町(長生郡)	鴨川市			
	長柄町(長生郡)	茂原市	鋸南町(安房郡)	いすみ市	御宿町(夷隅郡)	勝浦市	
19,000	南房総市						
	館山市						

出張料・交通費	東京都 区域						
5,000	奥多摩町(西多摩郡)						
	檜原村(西多摩郡)						
7,000	昭島市	八王子市	あきる野市	日野市	日の出町(西多摩郡)	福生市	
	羽村市	国立市					
8,000	府中市	町田市	瑞穂町(西多摩郡)	青梅市	調布市	多摩市	稲城市
	武蔵村山市	国分寺市	小金井市	立川市	三鷹市	狛江市	小平市
	東大和市	東村山市					
	杉並区	武蔵野市	西東京市	東久留米市	練馬区		
9,000	清瀬市						
	世田谷区	新宿区	渋谷区	中野区	目黒区	千代田区	豊島区
	港区	板橋区	文京区	中央区	北区	品川区	
	墨田区	江東区	台東区	荒川区	江戸川区	足立区	葛飾区
	大田区						

出張料 ・交通費	神奈川県 区域						
7,000	愛川町(愛甲郡)	相模原市					
	座間市	山北町(足柄上郡)	厚木市	開成町(足柄上郡)	松田町(足柄上郡)	南足柄市	川崎市多摩区
	大和市	海老名市					
8,000	川崎市麻生区	箱根町(足柄下郡)	川崎市高津区	綾瀬市	伊勢原市	寒川町(高座郡)	
	川崎市中原区	横浜市泉区	茅ヶ崎市	大井町(足柄上郡)	秦野市		
10,000	二宮町(中部)	横浜市緑区	大磯町(中部)	横浜市旭区	横浜市瀬谷区	平塚市	川崎市宮前区
	横浜市鶴見区	横浜市港北区	藤沢市	横浜市保土ヶ谷区	横浜市南区	中井町(足柄上郡)	
	横浜市戸塚区	横浜市西区	横浜市青葉区	小田原市	横浜市港南区	川崎市幸区	鎌倉市
	横浜市栄区	横浜市磯子区	川崎市川崎区	横浜市都筑区	逗子市		
11,000	葉山町(三浦郡)	真鶴町(足柄下郡)	横浜市中央区	横浜市神奈川区			
	湯河原町(足柄下郡)	横浜市金沢区					
12,000	横須賀市						
	三浦市						

出張料 ・交通費	長野県 区域						
4,000	南牧村	川上村	小海町	富士見町	原村		
	佐久穂町	北相木村	南相木村				
5,000	茅野市	諏訪市	佐久市				
	岡谷市	小諸市	御代田町	下諏訪町			
6,000	塩尻市	軽井沢町	箕輪町	辰野町			
	朝日村	木祖村	南箕輪村	伊那市			
7,000	松本市	安曇野市	長和町				
	駒ヶ根市	立科町	木曾町	宮田村	池田町	松川村	生坂村
8,000	飯島町	上松町	東御市	山形村	大町市	松川町	麻績村
	高森町	筑北村	大桑村	王滝村	豊丘村	中川村	喬木村
10,000	青木村	大鹿村	白馬村	飯田市	千曲市	阿智村	
	小谷村	下條村					
11,000	泰阜村	阿南町	平谷村	長野市	坂城町	須坂市	
	根羽村	天龍村	売木村	小布施町	高山村	上田市	小川村
	中野市						
12,000	飯綱町	南木曾町	飯山市	山ノ内町			
	木島平村	野沢温泉村	信濃町				
	栄村						

上記の出張料を基本とする。ただし、通常の交通方法の交通費による方法で対応できない場合は別途計算する。